## 第69回岩手県環境景翋評価技術審査会

日 時 平成29年7月11日（火）13：30～<br>場 所 岩手県民会館 4階 第2会議室

次 第

1 開 会

2 議 事
（1）「（仮称）洋野風力発電事業環境影響評価方法書」について （資料No．1～資料No．4）
（2）その他

3 閉 会

## 【配付資料】

資料No．1：（仮称）洋野風力発電事業に係る環境影響評価手続状況
資料 $N o .2$ ：（仮称）洋野風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見（久慈市•洋野町）
資料No． 3 ：（仮称）洋野風力発電事業環境影響評価方法書意見の概要
資料No． 4 ：（仮称）洋野風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの事前質問•意見及び事業者回答

【委 員】
【敬称略•50音順】

| 氏 名 | 職 名 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 石川 奈 緒 | 岩手大学理工学部助教 | 欠席 |
| 伊 藤 歩 | 岩手大学理工学部准教授 | 欠席 |
| 久保田 多余子 | 国立研究開発法人森林研究•森林整備機構企画部研究企画科企画室長 | 欠席 |
| 齊 藤 貢 | 岩手大学理工学部准教授 | 出席 |
| 佐 藤 きよ子 | 元一関工業高等専門学校教授 | 欠席 |
| 佐 藤 久美子 | 八戸工業高等専門学校准教授 | 欠席 |
| 島 田 卓 哉 | 国立研究開発法人森林総合研究所東北支所研究グループ長 | 欠席 |
| 鈴 木 まほろ | 岩手県立博物館専門学芸員 | 出席 |
| 高 根 昭 一 | 秋田県立大学システム科学技術学部准教授 | 出席 |
| 鷹 觜 紅 子 | 有限会社鷹觜建築設計事務所代表取締役 | 出席 |
| 中 村 学 | 岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭 | 欠席 |
| 平 井 勇 介 | 岩手県立大学総合政策学部講師 | 出席 |
| 平 塚 明 | 岩手県立大学総合政策学部教授 | 出席 |
| 由 井 正 敏 | 東北鳥類研究所所長 | 出席 |

【事務局】

| 氏 名 | 職 名 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 小野寺 宏 和 | 環境保全課 総括課長 |  |
| 藤 村 朗 | 環境保全課 環境影響評価•土地利用担当課長 |  |
| 佐 藤 高 久 | 自然保護課 自然公園担当課長 |  |
| 菊 池 恭 志 | 環境保全課 主任主査 |  |
| 吉 田 拓 司 | 環境保全課 技師 |  |
| 山 岸 孝 気 | 県民くらしの安全課 技師 |  |
| 池 田 享 司 | 資源循環推進課 主査 |  |
| 千 葉 隆 一 | 自然保護課 主任主査 |  |
| 高 橋 香菜子 | 都市計画課 技師 |  |
| 福 地 千 春 | 建築住宅課 主査 |  |
| 本 山 信 一 | 環境保全課 主査 |  |
| 千 田 聖 子 | 環境保全課 主事 |  |

（仮称）洋野風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

| 事業の名称 |  | （仮称）洋野風力発電事業 |
| :---: | :---: | :---: |
| 適用区分 |  | 法第1種 |
| 事業の種類 |  | 風力発電所の設置 |
| 事業の規模 |  | 出力 $162,000 \mathrm{~kW}$ |
| 事業の実施区域（予定地） |  | 久慈市及び洋野町 |
| 事業者の名称 |  | 日本風力開発株式会社 |
| 環境影響評価手続者 |  | 同上 |
| 配慮書 | 提出 | 平成28年10月12日 |
|  | 縦覧期間 | 平成28年10月13日～平成28年11月11日 |
|  | 住民等の意見書の提出期間 | 平成28年10月13日～平成28年11月11日 |
|  | 技術審査会の審査 | 平成28年12月1日 |
|  | 知事意見の送付 | 平成 28 年 12 月 28 日 <br> （期限：平成28年12月11日）※60日程度 |
| 方法書 | 提出 | 平成29年 3 月 6 日 |
|  | 縦覧期間 | 平成29年 3 月 7 日～平成 29 年 4 月 6 日 |
|  | 住民等の意見書の提出期間 | 平成29年 3 月 7 日～平成 29 年 4 月 20 日 |
|  | 説明会 | 平成29年 4月 4日～平成29年4月5日 |
|  | 意見の概要書の提出 | 平成29年6月5日 意見：2 2 件 |
|  | 技術審査会の審査 | 平成29年 7 月11日 |
|  | 知事意見の送付 | $\begin{array}{llll} \hline \text { 平成 } 29 \text { 年 } & \text { 月 } & \text { 日 } & \\ \text { (期限: 平成 } 29 \text { 年 } & 9 \text { 月 } & 3 \text { 日) } & ※ 90 \text { 日程度 } \end{array}$ |

## 久慈市長 遠 藤 譲 一

## 環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 29 年 6 月 6 日付け環保第 126 号にて照会がありました標記について，下記のとおり回答します。

## 記

1 事業の名称（仮称）洋野風力発電事業
2 事業者の名称 日本風力開発株式会社
3 計画段階環境配慮書に対する意見

| 課等 | 意見 |
| :---: | :---: |
| 生活環境課 | 施設の建設及び稼働に伴う大気汚染，水質汚濁，騒音，振動等の影響 について十分に配慮されたい。 |



久慈市生活福祉部生活環境課環境保全係
〒028－8030
岩手県久慈市川崎町 1－1
TEL 0194－54－8003（直通）
FAX 0194－52－3653

## 岩手県知事 達 増 拓 也 様

洋野町長 水 上 信 宏

環境影響評価方法書に対する意見について（回答）
平成 29 年 6 月 6 付環保第 126 号で照会のありました標記につきまして，下記のとおりご回答申し上げます。

## 記

1「事業の目的及び内容」••••••••••••意見はございません
2 「対象事業実施区域及びその周囲の概況」••••意見はございません
3 「環境影響評価項目並びに調査，予測及び評価の方法」

> -•••••••••意見はございません

4 「環境影響評価の結果」••••••••••••意見はございません


## （仮称）洋野風力発電事業

## 環境影響評価方法書についての <br> 意見の概要と事業者の見解

平成29年5月
日本風力開発株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 ..... 6
1．環境影響評価方法書の公告及び縦覧。 ..... 6
（1）公告の日 ..... 6
（2）公告の方法 ..... 6
（3）縦覧場所 ..... 7
（4）緃覧期間 ..... 7
（5）縦覧者数 ..... 7
2．環境影響評価方法書についての説明会の開催 ..... 8
（1）公告の日及び公告方法 ..... $\overline{8}$
（2）開催日時，開催場所及び来場者数 ..... 8
3．環境影響評価方法書についての意見の把握 ..... 9
（1）意見書の提出期間 ..... 9
（2）意見書の提出方法 ..... 9
（3）意見書の提出状況 ..... 9
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 ..... 10

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縌覧

1．環境影響評価方法書の公告及び縦覧
「環境影響評価法」第7条の規定に基づき，当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため，方法書を作成した旨及びその他事項を公告し，方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。
（1）公告の日
平成 29 年 3 月 7 日（火）
（2）公告の方法
（1）日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）
下記日刊紙に「公告」を掲載した。
－平成 29 年 3 月 7 日（火）付 岩手日報
※平成 29 年 4 月 4 日（火）， 5 日（水）に開催する説明会についての公告を含む
－平成29年3月7日（火）付 デーリー東北
※平成 29 年 4 月 4 日（火）， 5 日（水）に開催する説明会についての公告を含む
（2）地方公共団体の公報，広報誌によるお知らせ
下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- 広報ひろの平成 29 年 3 月号（No．135）（別紙2－1参照）
- 広報くじ平成 29 年 3 月号（No．265）（別紙 $2-2$ 参照）
（3）インターネットによるお知らせ
平成 29 年 3 月 7 日（火）から，下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。
－岩手県のウェブサイト（別紙 3－1参照）
http：／／www．pref．iwate．jp／kankyou／hozen／jokyo／053502．html
－洋野町のウェブサイト（別紙 3－2参照） http：／／www．town．hirono．iwate．jp／docs／2017030600016／
－久慈市のウェブサイト（別紙 3－3参照） http：／／www．city．kuji．iwate．jp／
－日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙 $3-4$ 参照） http：／／www．jwd．co．jp／hirono
（3）縦覧場所
関係自治体庁舎の計 4 箇所において縦覧を行った。また，インターネットの利用により纈覧 を行った。
（1）関係自治体庁舎での縦覧
－洋野町役場種市庁舎 2 階 企画課
岩手県九戸郡洋野町種市 23－27
－洋野町役場中野支所
岩手県九戸郡洋野町中野第 5 地割 62
－久慈市役所侍浜支所
岩手県久慈市侍浜町向町第 8 地割 3－2
－岩手県県北広域振興局（久慈地区合同庁舎）
岩手県久慈市八日町 1－1
（2）インターネットの利用による縦覧
－日本風力開発株式会社 ウェブサイト
http：／／www．jwd．co．jp／hirono
（4）縦覧期間
－緱覧期間：平成 29 年 3 月 7 日（火）から平成 29 年 4 月 6 日（木）まで （土•日曜日，祝日を除く。）
－縦覧時間 ：各庁舎の開庁時間内

なお，インターネットの利用による縦覧については，上記の期間，終日アクセス可能な状態 とした。
（5）縦覧者数
裗覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 件であった。

なお，インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 264 回であった。

2．環境影響評洒方法書についての説明会の開催
「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき，方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。
（1）公告の日及び公告方法
説明会の開催公告は，環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
（別紙 1，別紙 2，別紙 3 参照）
（2）開催日時，開催場所及び来場者数
説明会の開催日時，開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- 開催日：平成29年4月4日（火）
- 開催場所及び時間：

14：00～15：30 中野漁村センター（岩手県九戸郡洋野町中野第 10 地割 21）来場者数：7名

- 開催日：平成29年4月4日（火）
- 開催場所及び時間：

18：00～19：30 洋野町民文化会館セシリアホール（岩手県九戸郡洋野町種市 24－124－3）

来場者数：5名

- 開催日：平成 29 年 4 月 5 日（水）
- 開催場所及び時間：

18：00～19：30 久慈市侍浜地区農村センター（市民センター）（岩手目久慈市侍浜町向町第8地3－2）
来場者数：4名

3．環境影響評価方法書についての意見の把握
「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき，環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出 を受け付けた。
（1）意見書の提出期間
平成 29 年 3 月 7 日（火）加ら平成 29 年 4 月 20 日（木）まで （郵送の受付は当日消印まで有効とした。）
（2）意見書の提出方法
環境保全の見地からの意見について，以下の方法により受け付けた。
（1）縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙 4 参照）
（2）日本風力開発株式会社への書面の郵送
（3）意見書の提出状況
2 名の方から合計で 22 件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条及び第 9 条に基づく，方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は，次のとおりである。

## 表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

## 1．動物についてー1

| No． | 意見 | 重業者の見解 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 1．コウモリ類の専聞家に意見を聞くこと風力発電アセスメントにおいて最も重要な分類群 （コウモリ類および烏類）についてのヒアリング が行われていない。鳥類に比べてコウモリ類の研究者は少ないため，地域を問わず尃門的知識と経験（論文等を多数執筆している）のある研究者に意見を聞くべきである。 | 地域を問わず專門的知識を有している有識者に ヒアリングを実施しております。 |
| 2 | 2．バットディテクター調査による任意調査につい て <br> 任意調査は風力発電機建設予定場所を必ず調査す ること。入感場所の位置と時刻も記録すること。調査範囲周辺等に調査の重点は置かないこと。 | 任意調查については，調査時の安全面にも配慮し ながら実施いたします。「調査の重点」としては対象事業実施区域及びその周囲のコウモリ相を把握 することとしておりますため，基本的には対象事業実施区域及びその周囲を対象に調査を行います。風力発電機設置位置の全ての箇所について調査を実施する予定ではありませんが，調査地点は対象事業実施区域及びその周囲全体を把握できるような代表的な地点を選定しております。確認位置及び時刻 などについても記録します。 |
| 3 | 3．高度別飛翔状況調査について風況観測塔に設䁘するマイク向は 30 m から下方向 および 50 m から上方 45 度方向の 2 本で十分であ る。また，樹木等を利用する場合のマイク向は，椡幹より上方の空間のみで十分である。その代わ りに，それぞれ 2 地点以上，活動期（5月から11月）の7カ月間において連続録音を行うこと。 | 現地調査においては風況観測塔や樹木を利用し て高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバットディテクターの設置を検討しており ます。風況観測塔へは 3 箇所に設置し，樹木を利用 する場合は 2 箇所ヘバットディテクターの設䈏を予定しております。また，活動期に配慮して調査を実施します。 |
| 4 | 4．調査期間について <br> 第 6．2－2表（26）における哺乳類の調査は春，夏，秋，冬に実施すると記載されているが，冬眠中のコウ モり類の捕獲は行わないこと。また，高度別飛翔状況調査を冬季に実施する意味を述べること。 | コウモリ類の捕獲調査及び高度別飛翔状況調査 については，冬季は実施いたしません。 |
| 5 | －コウモリ類について <br> コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するの で，生態系の中で重要な役割を持つ動物である。 また害虫を食べるので，人間にとって，非常に役立つ益獣である。風力発電施設では，バットスト ライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1頭と，繁殖力が極めて低いため，死亡率のわずか な增加が，地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設さ れる予定であり，コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウ モリを殺さないでほしい。 | コウモリ類についても，生態系において重要な役割の一旦をになっていると認識しております。ただ し，国内におけるコウモリ類の生態特性はまだ未解明の部分が多く，風力発電事業による影響も知見が ほとんど得られていない状況であるとも認識して おります。 <br> 現地調査においては十分な調査を行って，生息状況の把握に努めます。その結果により，バットスト ライク等に関しても必要に応じ有識者の意見を踏 まえ，環境保全措置を検討いたします。 |

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

## 1．動物についてー2

| No． | 意見 | 事業者の見解 |
| :---: | :---: | :---: |
| 6 | －コウモリ類の専門家へのヒアリングについて風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために，必要十分な調査を行らべきである。必要な調査内容については，鳥類やネズミ類，大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく，バ ットストライクについて十分な知識のある「コウ モり類の専門家」にヒアリングを行うべきではな いのか。 | 地域を問わず專門的知識を有している有識者に調査方法についてヒアリングを実施しております。 また，現地調査においてはバットディテクターに よる調査，サーチライト（LED）による調査など，効果的な調査機器，手法を用いて影響予測を行いま す。その結果により，必要に応じて有識者の意見を踏まえ，環境保全措置を検討いたします。 |
| 7 | －コウモリ類の調査について <br> コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウ モり頻の影響の程度を予測するために，「コウモリ類の専門家」の指導のもと，調查の重点化を行う べきではないのか。 |  |
| 8 | －バットディテクターの探知趾離について バットディテクターの探知距離は短く，高空，つ まり風車ブレードの回転䇚囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風涀钼測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバッ トディテクター（自動録音バットディテクター） の延長マイクを設置し，高高度におけるコウモリ の音声を自動録音するべきではないのか。これら は，すでに欧米や国内で行われている一般的な調査手法である。 | 現地調查においては風況箴測塔や椚木を利用し て高高度のコウモり類を把挃するため自動録音が可能なバットディテクターの設羅を検討します。使用機器については Pettersson 社の D500X 及び D1000X も用いて調査を行います。踏査時における コウモリ類の存在碓認等，調查の目的に応じてへテ ロダイン方式のバットディテクターも併用いたし ます。 <br> 音声解析は研究分野としてまだ未解明の部分が多いことから確実な同定はできないものと認䜟し ております。可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。 |
| 9 | ■バットディテクターの機種について ヘテロダイン方式のバットディテクターは，一度 に探知できる周波数帯が狭いので，コウモリの橱 の識別にはほぼ使用できない。バットディテクタ一は，周波数解析が可能な方式の機種を使用する べきではないのか。 |  |
| 10 | コウモリの音声解析について <br> コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は，国内ではできる種とできない種がある。図籃などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり，実際は地理的変異や個体差，ドップラ一効果など声の変化する要因が多数あるため，専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よっ て，無理に種名を確定しないで，グルーブ（ソナ グラムの型）に分けて利用頻度や活珈時間を調査 するべきではないのか。 |  |
| 11 | ■コウモリの音声録音について捕獲によって掼乱が起こるので，自動録音開査と捕獲調査は，同日に行うべきでない（捕猚調査日 の録音デー夕は使用しないこと）。 | 自動録音調査と捕猚調査の調査日については，可能な限り重ならないように努めます。 |

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

## 1．動物についてー3

| No． | 意見 | 事業者の見解 |
| :---: | :---: | :---: |
| 12 | コウモリの捕獲調査について <br> －コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコ ウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきでは ないのか。 <br> －6月下旬一7月中旬はコウモり類の出産哺育期に あたるため，捕獲調査を避けるべきではないの か。 <br> －ハープトラップでは樹冠上を飛翔するタイプの コウモリ（ヤマコウモリやヒナコウモリなど） を捕獲できない。カスミ網なら捕猚できるので，「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウ モリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであるう。 <br> －捕獲したコウモリは，麻酔をせずに，種名，性別，年齢，体重，前腕長等を記録し，速やかに放獣するべきではないか。 <br> －捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大き いので，ハープトラップは，かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して，見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこ と）。 | －地域を問わず專門的知識を有している有識者にヒ アリングを実施しております。コウモリ類の捕獲 については，所轄機関より許可を得て適切に実施 いたします。 <br> －国内におけるこウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く，出産哺育期を避けることは極めて困難 であると認識しております。捕獲調査においては，可能な範囲で見回りの頻度を増やすなど，適切に対応します。 <br> －本事業では，設置する場所の状況や設置面積に応 じて，ハープトラップとカスミ網を併用して調査 を実施します。 <br> －捕獲個体については，麻酔を使用せずに，種名，性別，外部計測を行って速やかに放獣します。 <br> －ハープトラップにつきましては，可能な筲囲で見回りの頻度を増やすなど，適切に対応します。 |
| 13 | コウモリ類の保全措畳について <br> 樹林内に建てた風車や，樹林（林縁）から 200 m 以内に建てた風車は，バットストライクのリスクが高いことが，これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ，樹林（林縁）から 200 m 以内ではバットストライクのリスク が高くなる。コウモリを保全するため，風力発電機は樹林から 200 m 以上離すべきではないのか？ | 国内におけるバットストライクの発生メカニズ ムについては明らかになっていないと認識してお ります。今後の現地調査の結果に基づいて，有識者 の意見も踏まえ，影響予測を行い，引き続き新たな知見の収集も行って，保全指縕の検討を行います。 |
| 14 | ■ コウモリ類の保全措蜸について コウモリの保全措置として，「カットイン風速の値 を上げることと低風速時のフェザリング」が行わ れている。事業者は，コウモリの活動期間中にカ ットイン風速を少しだけあげ，さらに低風速でフ ェザリングを行えば，バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？ <br> なお「国内におけるコウモリの保全事例数が少な いので保全措置は実施しない」といった回答をす るかもしれないが，「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。 | 風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時 のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効で あると言われていることは認識しております。 <br> 今後実施する現地調査により，コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて，有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い，引き続き新たな知見の収集も行って，保全措瞫の検討を行い ます。 |
| 15 | ココウモリ類の保全揩置について事業者は「ライトアッブをしない」ことが「コウ モリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアッブをしていなくても バットストライクは発生している。昆虫類はライ トだけでなくナセルから発する熱にも誘引され る。 <br> 仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全指置としてあげるならば，「ライトアップをし ないことによりバットストライクを低減した」と いう事例があるのか述べよ。 | 「ライトアップをしない」といったことにより，直接的な効果としてバットストライクが低減され たという事例は把握しておりません。昆虫類の誘引 は風力発電機の塗色にも関係している可能性もあ る一方，コウモり類は人工構造物にコロニーを形成 する場合もあります。コウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く，国内におけるバットストライクの発生メカニズムについても明らかになっていない と認識しております。今後の現地調査の結果に基づ いて，有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行 い，引き続き新たな知見の収集も行って，保全措置 の検討を行います。 |

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

1．動物についてー4

| No． | 意見 | 事業者の見解 |
| :---: | :---: | :---: |
| 16 | コウモリ類の保全措睤，供用後のモニタリング の実施方法について <br> コウモリは通常，強風では飛ばないため，コウモ りの保全措置として，カットイン風速の値を上げ ることとフェザリングが行われている。清明な需業者ならば，コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ，さらに低風速でフェザリン グを行えば，バットストライクの発生を抑えられ ることを理解しているはずだ。 <br> 現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合，事業者は適切な保全措畳をする必要がある が，そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。 この調査は専門性が高く，鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろ う。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも， コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の專門家」に，調査手法や時期など適切であるか，きちんとヒアリングを行うべきで はないのか。 | 風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時 のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効で あると言われていることは認識しております。 <br> 今後実施する現地調査により，コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて，有識者 の意見も踏まえた上で影響予測を行い，引き続き新 たな知見の収集も行って，保全措置の検討を行いま す。 <br> また，コウモリ類を含め動物に関し幅広い学識を有する方にヒアリングを実施いたします。 |
| 17 | －N267バッドディテクターによる調査について バットディクターの探知距離は短く，地上からで は高空，つまりブレードの回転筑囲の音声はほと んど探知できない。よって準備書には使用するバ ットディテクターの探知距離を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」な どと回答をする事業者がいたが，バットディクタ一の探知距雖は影響予測をする上で重要である。 わからなければ自分でテストして調べること。 | 現地調査においては風況観測塔や樹木を利用し て高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバットディテクターの設馈を検討しており ます。 <br> なお，バットディテクターの探知距㒀について は，キャリブレーターを用いて任意では把握してい ます。 <br> また，バットディテクターによる任意の調査地点 |
| 18 | （1）P271 バッドディテクターによる調查地点につい て <br> バッドディテクターによる調査地点の記載がな い。「利用頻度を比較する」つもりならば，すべて <br>  ら日の出まで自動録音調査するべきではないの か。 | については，可能な限り多様な環境を対象として調査し，調査時の安全面を確保しながら調査を実施す ることを予定しています。風力発電機設置位冝の全 ての㯺所について調査を実施する予定ではありま せんが，調查地点は対像事業実施区域及びその周囲全体を把握できるような代表的な地点を選定して おります。 |
| 19 | EP264高度別飛翔状況調査の調査日数について高度別飛翔状況調査による調査時間の記載がな い。「コウモリの利用頻度」を調査するつもりなら ば自動録音機能付きのバットディテクターを使用 して，長期間の録音をするべきではないのか。 | 1 地点につき 1 回の調査においては，日没から日 の出までの時間帯に設定し，少なくとも 1 週間程度 の連続したデータを取得することとしております。 ただし，出琴状況によりデータの記憶量が変化する ことや気象状況等により，設算期間についても増減 することから調査時間は記載しておりませんでし た。 |

注：一般の意見は原文のとおり記载している。

1．動物についてー5

| No． | 意見 | 事業者の見解 |
| :---: | :---: | :---: |
| 20 | ■コウモリ類の保全措監について <br> 事業者は目先の利益を優先し，自分たちの子孫に つなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調查でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが， コウモリの繁殖率は極めて低いので，一時的な殺翬が地域個体群へ与える影響は大きい。 <br> コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少し あげ，さらに低風速でフェザリングを行えぼ』，バ ットストライクの発生を低減できることはこれま での研究でわかっている。『ライトアップをしない こと』はバットストライクを低減する効果は科学的に確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 <br> 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは，「発電所アセス省令」に違反するのではないか。 | 今後実施する現地調査により，コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて，有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い，引き続き新たな知見の収集も行って，保全措置の検討を行い ます。 <br> 風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時 のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効で あると言われていることは認識しております。ま た，「ライトアップをしない」といったことにより，直接的な効果としてバットストライクが低減され たという事例は把握しておりません。昆虫類の誘引 は風力発電機の塗色にも関係している可能性もあ る一方，コウモリ類は人工構造物にコロニーを形成 する場合もあります。コウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く，国内におけるバットストライクの発生メカニズムについても明らかになっていない |
| 21 | －＝コモリ類の保全措置について事業者は「環境影響を可能な限り回避•低減すべ く環境保全措置を実施する」つもりが本当にある <br> 風車を立てないこと，『カットイン風速を高く設定 し，低速時のフェザリングをすること』のみがコ ウモりの保全措置として有効な方法であることが わかっている。この方法は，事業者が「十分実施可能な」，コウモリ類への保全措羄であろう。なら ば事業者はコウモリ類について，睘境保全措置， つまり「カットイン風速を滈く設定し，低速時の フェザリングをする」ことを「連後調查の後」ま で先延ばしせず，即実施するべきではないのか？ なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ない ので保全措䙹は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが，そ もそも「影響があることを知りながら適切な保全措䀠をとらない」のは，末必の故意，つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。 | と認裁しておうります。今後の現地澗査の結果に基づ いて，有識者の意見も踏まえた上で影響予洌を行 い，引き続き新たな知見の収集も行って，保全措置 の検討を行います。 |

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

2．その他

| No． | 意見 | 事業者の見解 |
| :---: | :---: | :---: |
| 22 | ■意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに，郵送すると费用がか かる。アセスで意見を求めているのは本件だけで はなく多数あるので，郵送で意見書を求めるのは金銭的•時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は，他の事業者のように E メールや専用フォ ームで意見を受け付けないのか？専用フォームな らウィルスの心配も少ないだろう。 | 意見書の受付方法については，当社における情報 セキュリティの観点からEメール等による受付は行わないこととしました。 |

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

岩手日報，デーリー東北（平成29年3月7日（火））


広報ひろの平成29年3月号（No．135）

## 陸上風力発電事業に関する「環境影響評侕方法書」の維臨•説明会

洋野町や久慈市で，日本風力開発株が計画している風力発電事業に関して，これから行う環境影響評価の方法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧します。また，事業や方法書の内容に ついて説明会を開催します。
■縱覧書類（仮称）洋野風力発電事業 環境影響評価方法書
■縦覧場所 役場企画課（種市庁舎），中野支所
■電子縦覧 http：／／www．jwd．co．jp／hirono
■縦覧期間 3月7日（火）～4月6日（木）※土日祝日を除く開庁時
■意見書の受付 意見がある人は，意見書（任意の様式も可）に氏名•住所•意見を記入のうえ，4月20日（林までに縦覧場所に設置してある意見書箱に投函するか下記問い合わせ先へ郵送して ください（当日消印有効）

## －環境影響評価方法書の説明会

日時•場所：4月4日（火）
（1）午後 2 時～中野漁村センター
（2）午後 6 時～町民文化会館
■問い合わせ先 〒 105－0003 東京都港区西新橋一丁目 4 番 14 号 日本風力開発株担当：長谷川，牧山 © 03－3519－7481


○地方公共団体の公報，広報誌によるお知らせ

広報くじ平成29年3月号（No．265）

| $\rightarrow \infty$ |
| :---: |
|  |
| ， |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| VN9At |
|  |
|  |
|  |
|  |

○インターネットによる「お知らせ」
（岩手県のウェブサイト）




下㲹のリンクからも，图書を覚になれます。
hay why jud cojp hrone

## このベージに関するお問い合わせ



電話香宂：019－629－5269 ファクス䓂号：019．－629－5364


（洋野町のウェブサイト）

```
M,
陸上風力発電事業に関する「珸境影響評価方法書」の䋏覧·説明会について
```




```
また, 業や方法#の内客についで「明名を開侱します。
```


## 四紋球变源



## 

```
役場企画理（榎市序名），中野页所
```


## 

```
http／／wwwiwdcoip／himo（日本原力間觉㧣式会社ホームベージ）四
```



```
平成29年3月7日（火）～4月6日（木）※ 土日次日老除（闌庐时
```


## 토․ 袁見含の曼付



```水に投面するか下記間いい合わせ先へ動送してくだ丸い。（当日消印有効）
```


## 

## 平成29年4月4日

```
（1）午後2時～中臹澮扵センター
（2）午後6的青～国民文化会所
－「間い合わせ先
```



```
日本原力開発㧣式会社 担当：長谷川，牧山 TEL 03－35 19－7481
```

更新日: 2017年3月6日

（日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト）

Energy fer Temberrow
日本風力開発株式会社 ・サイトマッフ •Enelish
Lapan Wino Development Co Lto



## 事業案内

8usiness guidance

## （仮称）洋野風力発電事業に係る罧境影響評価方法書


方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」）を绶境影慈評価法第7条の第11項の規定に量つき公表します。
 トはできません。
※本方法書及ひ要坊書は，Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品（正規品）でのみウエブ上で関䚑可能となっておりますので，こ注意簤います。

ばじめに
表矮と目次


第3章対象事業実施区域及ひその周国の瓿況
3.1 自然约状识
3.2 社会旃状况
篤5章配直書に刘する経洛雍業大臣の意見邓ひ事業者の見解


要该書

```
(問い合わせ先)
日本風力開発株式会社 雨話 03-3519-7481 (平日9時30分~17時30分)
担当: 長谷川•牧山
```

ロこのベーシの先镱へ
［別紙4］
○ご意見記入用紙

「（仮称）洋野風力発電事業 環境影響評価方法書」


ご住所

ご氏名

闤境の保全の見地からのご意見をお持持ちの場合は，ご記入願います。

|  |
| :--- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |


$2: ~ こ の$ 用紙に書ききえない場合は，要面又は同じ大きさ（A4サイス）の用紙を打使 い下をい。

## （仮称）洋野風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの事前質問•意見及び事業者回答

## ［1】

## 《方法書》 p2．2－2 ほか（p4 ほか）

一見すると風力発電機の配置がかなり混み合っているように見えるが，発電機の間隔の基準 は，最低何メートルとしているのかお教えいただきたい。（島田 卓哉委員）

## 【回答】

風の乱れの影響を回避するため，NEDOの風力発電導入ガイドブック（2008年2月改訂第 9版）を参考に，風車間は風下方向にはローター直径の 10 倍（10D），横方向には 3 倍（3D）の離隔を確保することとしました。現時点での計画ではローター直径が約 103 m のため，風下方向に約 $1,000 \mathrm{~m}$ ，横方向には約 300 m 以上の離隔を確保しています。

## 【2】

《方法書》 p2．2－12（p14）
第 2．2－5 図を見ると，東西方向の既存道路沿いへの風力発電機設置が計画されている。自然環境の面からすると道路拡張や改変が少なくなるため良いと思らが，これらの道路が日常 の生活道路として利用されているとすると，風車による圧迫感や景観問題が大丈夫か懸念さ れる。

> これら道路の普段の利用状況が分かればお教えいただきたい。 (齊藤 貢委員)

## 【回答】

ご指摘の既存道路の内，町道中野八重線等の一部の既存道路では住民が通勤等で使用している道路でありますが，それら以外の道路の多くはほぼ林業作業の為のみ通行する道路であります。周辺地は立木等が大きく，上空をふさいでいる為，風車の設置により圧迫感や景観問題が懸念さ れる事はないと考えております。

4月に開催した住民説明会では，景観に関する意見は出されませんでしたが，引き続き地元の意向の確認に努め，事業に対してご理解を得られるよう進めて参ります。また，道路の利用状況等も役場等に確認しながら計画を進めて参ります。

## 【3】

## 《方法書》 p3．2－66（p151）

事業実施想定区域は岩手県景観計画区域です。一般地域の農山漁村景観地区に指定されてお り，岩手県景観計画で定める景観形成基準への適合に努めることが必要です。

また，景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要です。（都市計画課）

## 【回答】

ご指摘のとおり，岩手県景観計画で定める景観形成基準への適合に努めるとともに，景観法第 16 条第 1 項に基づく届出を行います。

## 【4】

## 《方法書》 p6．2－11（p245）

第 6．2－1 図の大気質の調査位置について，「一般」調査位置が沿道とあまり替わらないよう に思うが，代表地点とした理由について周辺環境を踏まえて詳しく教えていただきたい。
また，対象事業実施区域の中程に円形状の対象外となっている住宅地（八種地区）がある が，このエリアを大気質の「一般」調査地点に追加していただきたい。（齊藤 貢委員）

## 【回答】

「一般」の調査位置は沿道調查地点の対象としている道路沿いではなく，車両からの排出ガス の影響を受けないように配置しています。調査地点の設定にあたっては，特定発生源の影響を受 けないような地点において，広く一般的な環境を代表できる場所のらち，機材設置，電源確保が可能で借地の了承を得られた地点としています。八種地区については牧場の管理用地であり，定常的に作業等で使用していることから地権者の了承が得られなかったため，やや北側の住居で設定しました。

また，p240 の「8．予測地点」に記載のとおり，八種地区は大気質の建設機械の稼働における予測対象地点として設定しており，大気質の現地調査結果は第6．2－1 図に示した「一般地点」の結果を代表的な地点の結果として利用することとしています。従って，調查地点としては方法書 に記載した 1 地点で考えています。

## 【5】

## 《方法書》 p6．2－33（p267）

コウモリ類の調査方法として，捕獲調査，バットディテクターによる任意調査，そして定点観測による高度別飛翔状況調査を実施するのは，適切だと思います。

なお，高度別飛翔状況調査を行う風況観測塔は何力所あるのでしょうか？
また，「調査期間中は連続して記録を行う」とありますが，調査期間の意味するところが不明確です。各季の調查期間内（数日）といら意味なのかお教えいただきたい。

いずれにせよ，本調査に関しては，一年を通じて連続した記録が行われることが望ましいと考えます。（島田 卓哉委員）

## 【回答】

風況観測塔は，3箇所にあります。現在のところ，そのうち 2 箇所に設置の検討をしておりま す。

「調査期間中は連続して記録を行う」とは，各季において機器設置後 1 週間程度の連続したデ ータを取得することとしております。また，風況観測塔以外の樹木の設置につきましても，1 週間程度の連続したデータを取得することとしております。

## 【6】

## 《方法書》 p6．2－43（p277）

渡り鳥の調査地点が，北東端に設置されていないのはどうしてかお教えいただきたい。 （由井 正敏委員）

## 【回答】

渡り鳥の移動経路については，対象事業実施区域内の風力発電機設置位置周辺に関する利用状況の把握と考えております。本事業地においては，北東端には設定しておりませんでした。ただ し，他の調査を含め，対象事業実施区域外でも渡り鳥が碓認された場合には，記録を行います。

## 【7】

## 《方法書》 p6．2－51（p285）

生態系の典型性注目種としてタヌキを扱っているが，タヌキは雑食性なので，スカベンジャ
ーとしてバードストライク個体を食べる可能性がある。
供用後のタヌキの風車周辺での行動変化を見るために，風車の設置位置において，供用前後 のタヌキの足跡密度の変化及び糞中の鳥の羽毛等の出現頻度の変化を観察していただきたい。 （由井 正敏委員）

## 【回答】

タヌキについてはため糞場より餌内容を把握することとしておりますので，供用後に鳥類の羽毛等が多くなるといった状況は把握できる可能性があります。また，「供用後のタヌキの行動変化」についての調査内容としては，風力発電機の設置箇所にセンサーカメラを設置し，供用後に も同じように設置するといった手法も考えられますが，改変区域付近のタヌキの生息状況やカメ ラ設置条件などを考慮して検討したいと思います。

## 【8】

## 《方法書》 p6．2－56～58（p290～292）

景観の調査地点が 10 地点示されているが，風車との距離がもつと近い幼稚園や学校，施設 および住宅（p．169～170）からも調查•予測していただきたい。

また，この 10 地点以外にも，風車の一部が大きく見えるところがあるのではないか。 （佐藤 久美子委員）

## 【回答】

景観の調査地点につきましては，風車との距離だけでなく，様々な方向からの風車の見え方を予測できるよう方角のバランスに配慮するとともに，多くの方がその地点をイメージしやすいよ ら利用者が限定されない公共の拠点を選定しております。
最寄りの住宅等，風車の一部が大きく見える可能性のある地点は多数存在いたしますが，地元 の住民の方からそうした地点における調査や予測を求めるご意見があった場合には，住民説明会等において個別に対応していくことを予定しております。

## 【9】

## 《方法書》 p6．2－58（p292）

第 6．2－7 図の景観の調査位置について，対象事業実施区域の中程に円形状の対象外となって いる住宅地（八種地区）を調査地点に追加していただきたい。（齊藤 貢委員）

## 【回答】

景観の調査地点につきましては，多くの方がその地点をイメージしやすいよう，個々の住宅よ りも，利用者が限定されない公共の拠点を優先的に選定しております。最寄りの住宅等につきましては，地元の住民の方から調査や予測を求めるご意見があった場合に，住民説明会等において個別に対応していくことを予定しております。

【10】
《方法書》 p7．2－24（p333）
開発予定区域内には希少野生動植物が生息•生育している可能性があることから，十分な調查を行らとともに，生息•生育が確認された場合には，適切な保護•保全措置を講じていただ きたい。（自然保護課）

## 【回答】

今後の現地調查において，希少な野生動植物が確認された場合には，環境保全措置を検討して まいります。

